

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年6月29日

**【会社名】** 株式会社インターネットイニシアティブ

**【英訳名】** Internet Initiative Japan Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鈴木 幸一

**【最高財務責任者の役職氏名】** 常務取締役CFO 渡井 昭久

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

**【縦覧に供する場所】** 株式会社インターネットイニシアティブ関西支社  
(大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番28号)  
株式会社インターネットイニシアティブ名古屋支社  
(愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)  
株式会社インターネットイニシアティブ横浜営業所  
(神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番10号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長CEOの鈴木幸一及び常務取締役CFOの渡井昭久は、当社の財務報告に係る有効な内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

1934年米国証券取引所法の規則13a-15(f)にて制定されているとおり、財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告のための連結財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備及び運用されております。当社は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制 - 統合的枠組み」で確立された基準(以下、「COSO基準」といいます。)に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。財務報告に係る内部統制は、(1)会社の資産の取引及び処分を、合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2)連結財務諸表を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成するために必要な取引の記録が行われていることならびに会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用または処分されることを防止または適時に発見することの合理的な保証を提供するための方針や手続きを含んでおります。

但し、内部統制固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽記載を防止または発見できない可能性があります。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不十分になる可能性もしくは方針や手続きの遵守の程度が低下する可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営者は、当連結会計年度の末日(平成24年3月31日)を基準日として、当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価いたしました。

当社は、連結財務諸表の重要な虚偽記載につながるリスクを特定し、全社的な内部統制の整備及び運用状況を考慮したうえで、財務報告の信頼性に及ぼす統制上の要点を選定し、統制上の要点について内部統制の構成要素が機能していることを評価しました。

当社は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、代表取締役社長CEOの鈴木幸一及び取締役CFOの渡井昭久は、平成24年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

#### 4 【付記事項】

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第18条の規定に従い、米国サーベインズ & オクスリー法第404条により要求されている内部統制の基準(以下、「米国内部統制基準」といいます。)に基づき内部統制の評価及び報告を行っております。わが国における財務報告に係る内部統制の評価及び報告基準(以下、「日本内部統制基準」といいます。)に基づく場合との主要な相違点は、以下のとおりであります。

##### (1) 評価基準

日本内部統制基準では、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づき内部統制の評価を行うことが要求されておりますが、米国内部統制基準では要求されておられません。

##### (2) 評価対象となる会社

米国内部統制基準では、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されておりますが、日本内部統制基準では、当社及び連結子会社ならびに持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されております。

##### (3) 内部統制の枠組み

米国内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みは特定されておらず、当社はCOSO基準に準拠し財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。日本内部統制基準では、会社が適用すべき内部統制の枠組みは、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」において明示されております。

#### 5 【特記事項】

該当事項はありません。